

16 特定免許取得予定講師の優先的採用

- (1) 小学校・中学校・特別支援学校教員選考の二次不合格者の上位者（長野県教育委員会が指定）のうち、【美術】【技術】【家庭】いずれかの免許状取得予定者を任期付き採用教員等として任用します。
- (2) 任用期間中（最大3年間）に【美術】【技術】【家庭】いずれかの免許状を取得した場合に、免許状を取得した翌年度の採用候補者とします。
- (3) 特定免許取得予定講師の優先的採用該当者には、長野県教育委員会から意思確認の連絡があります。希望する者は、9月30日（水）までに免許状取得計画書（長野県教育委員会ホームページからダウンロード）を提出してください。